

社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

—2021年 初秋号—



～事務所宣言～ 私たちは男女が
ともに安心して子育てをし、仕事に打
ち込める社会を目指します

〒101-0022
東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原701
TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865
E-mail k@iemura.jp URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

雇用調整助成金 特例措置の延長について

雇用調整助成金の**特例措置**について、厚生労働省が方針を表明し、**11月末まで**現在の助成内容を延長すると発表しました。12月以降の助成内容については、雇用情勢を踏まえながら検討し、10月中に改めて発表される予定です。

育児・介護休業法改正（男性育休促進など）

今年の**6月**に改正育児・介護休業法が成立しました。**来年4月以降**、法改正内容が順次施行され、企業が育児休業を取得しやすい雇用環境を整備することや、企業側から従業員に対する育児休業（育休）制度の**周知**や利用に関する**意向確認**が義務となるほか、**令和5年4月以降**、従業員**1000人超**の企業は育休取得率の公表が義務付けられます。（前年の状況を公表しますので、**来年の4月から準備が必要**です。）

また、**来年4月以降**、**有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和**され、「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」という要件が廃止されます。（ただし、労使協定を締結した場合には、事業主に引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を対象から除外することは可能です。）

さらに、**来年10月**には、子どもの出生から8週間以内に、最大4週間で2回に分けて取得できる、いわゆる「**男性版産休**」制度や従来の育休の**分割取得**も可能になる予定です。

今回の法改正に対応する規程例などの詳細はまだ公表されていませんが、準備が必要です。

育児休業給付の被保険者期間要件の一部変更

9月1日から、「育児休業給付金」の被保険者期間の要件が一部変更となっています。

被保険者期間は、育児休業の開始日からカウントして、その日前2年間に就労日数が11日以上ある月が12か

月以上あることが原則ですが、それでは要件を満たさないケースについて、**産休の開始日からカウント**することができるようになります。これにより、勤務開始後1年程度で産休に入った方など、これまで支給対象にならなかった方が対象となる可能性がありますので、ご確認ください。

コロナ感染による労災請求

職場で**業務によって新型コロナウイルスに感染**したことが疑われる下記のような場合、**労災保険**給付の対象となります。

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- 感染経路が不明の場合、**感染リスクが高い業務**※に従事し、**それにより感染した蓋然性が強い場合**
 - ※（例1）**複数の感染者が確認された労働環境下**での業務
 - ※（例2）顧客等との**近接や接触の機会が多い労働環境下**の業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

詳細は弊所までお問い合わせください。

弊所の体制について

弊所では新型コロナウイルス感染対策として、**職員のシフトを見直し対応**しております。引き続き、ご相談やお問い合わせはメールまたは家村携帯 **09035225025** までお願いします。Zoom や Webex 等にも対応しております。

電子申請

なら



弊所にお任せください。